



※以下【③お礼の品申込情報】は、お礼の品を希望する方のみ記載いただく部分です。

ポイントの説明をご確認いただいた上で記載ください。

## 1. ポイントとは

返礼品との交換が可能なポイントのことです。

帯広市では、一定の要件を満たしている寄附者に対して、寄附額に応じたポイントを発行しています。

寄附された方は、保有ポイントの範囲内で、別に提示する返礼品リスト（カタログ）から希望するお礼の品を申込みいただけます。

## 2. 寄附と発行ポイントの関係

帯広市は、以下①～③をすべて満たす場合に、ポイントを発行します。

①帯広市外に居住する個人からの現金による寄附であること。

②1万円以上の寄附であること。

③お礼の品を希望されていること。

なお、ポイント発行は10,000円で10,000ポイント、以降1,000円ごとに1,000ポイントを発行します。

寄附1回あたりのポイント発行の上限は、50,000ポイントとなります。

寄附額と発行ポイントとの関係は下表のとおりです。

ポイント換算表		ポイント換算表	
寄附額	発行ポイント	寄附額	発行ポイント
10,000円	10,000	18,000円	18,000
11,000円	11,000	19,000円	19,000
12,000円	12,000	20,000円	20,000
13,000円	13,000	30,000円	30,000
14,000円	14,000	40,000円	40,000
⋮	⋮	50,000円以上	50,000

※余ったポイントはインターネット上の寄附申込サイト「ふるさとチョイス」（株式会社トラストバンク運営）でしかお使いいただけませんのでご了承ください。

なお、使用方法等については、別途、委託先である株式会社JTBよりご連絡させていただきます。

※お礼の品と必要ポイントについては、カタログでご確認ください。

## 【③お礼の品申込情報】

	商品コード	お礼の品名	数量	ポイント	ポイント小計
①					
②					
③					
④					
⑤					

※取扱中のお礼の品のみ受付可能となります。